

区市町村緑地保全事業に対する都費補助要綱

制定 22都市政緑第77号
平成22年6月9日
一部改正 27都市政緑第138号
平成27年6月19日
一部改正 28都市政緑第21号
平成28年6月8日
一部改正 29都市政緑第94号
平成29年6月12日

第1 目的

この要綱は、区市町村が実施する緑地保全事業に要する経費について都が交付する補助金（以下「補助金」という。）の補助対象、補助率その他必要な事項を定めることにより、都市緑地法（昭和48年法律第72号。以下「法」という。）第12条に定める特別緑地保全地区（以下「特別緑地保全地区」という。）の指定を促進し、もって都市における緑地を保全することを目的とする。

第2 通則

この補助金の交付について必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによる。

第3 補助対象事業者

補助対象事業者は、都の区域内における区市町村とする。

第4 補助対象事業

区市町村が実施する緑地保全事業のうち、特別緑地保全地区内の土地の買入れ（以下「補助事業」という。）を補助の対象とする。ただし、平成29年度は、前年度から継続する事業のみを対象とする。

第5 補助対象事業費及び補助率

1 補助対象事業費

補助対象事業費は、補助対象事業に要する経費から国庫補助金、分担金、負担金、寄附金等特定財源を控除した額とする。

2 補助率

都は、予算の範囲内で、補助対象事業費の2分の1を限度として補助する。

第6 補助期間

補助の期間は、平成29年度までとする。

第7 交付申請

区市町村が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(別記第1号様式)により、次に掲げる書類を添えて申請するものとする。

- (1) 用地費内訳書
- (2) その他知事が必要と認める書類

第8 決定及び通知

知事は、第7による補助金の交付の申請があったときは、当該申請書及び関係書類を審査の上、補助金を交付すべきものと認めたものについては、速やかに補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により区市町村に通知するものとする。

第9 申請の撤回

第8の規定による交付の決定を受けた区市町村(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、補助金交付決定通知書受領後14日以内に、申請の撤回をすることができる。

第10 内容の変更等

1 補助事業者が、第8による補助金の交付の決定を受けた補助事業の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止しようとするときは、内容変更承認申請書（別記第3号様式）又は補助金交付決定額の変更申請書（別記第4号様式）により、知事に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

(1) 特別緑地保全地区内における施行箇所及び施行数量の変更（補助金の額に変更を生じないものに限る。）

(2) 用地費の用地単価の差金による減額に伴う補助対象事業費の変更

2 知事は、前項による変更承認申請があったときは、前項の申請書及び関係書類を審査の上、変更すべきものと認めたものについては、速やかに補助事業の内容変更を承認し、補助金交付変更承認通知書（別記第5号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

第11 状況報告

知事は、対象事業の執行状況を把握するため、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、工事の着手及びしゅん工その他の事項について報告を求めることができる。

第12 実績報告

補助事業者は、補助金に係る事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに補助事業に係る実績報告書（別記第6号様式）を提出しなければならない。

第13 補助金額の決定

知事は、第12の実績報告を受けた場合において、当該実績報告書、必要に応じて行う現地調査等によりその報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

第14 是正措置

1 知事は、第13の規定による調査の結果、補助事業の実績が交付決定の内容及びこれに付した

条件に適合しないと認めるときは、当該交付決定事業をこれに適合させるために必要な措置をとるべきことを、補助事業者に命ずることができる。

2 第12の規定は、前項の規定による命令により、補助事業者が必要な措置をした場合に準用する。

第15 補助金の交付

補助金は、補助事業の完了後に交付する。ただし、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了するときまでに補助事業が完了しないときは、当該会計年度が終了したときまでに完了した部分に応じた額を交付するものとする。

第16 交付決定の取消し

1 知事は、補助事業者が次の各号の一に該当すると認められた場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。補助金の額の確定を行った後においても同様とする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 予定の期間内に事業に着手せず、又はしゅん工しないとき。
- (5) 以上のほか、この補助金交付の決定の内容若しくは条件その他法令又は知事の指示に違反したとき。

2 この補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に交付した補助金のある場合はその全部の返還を命ずるものとする。

第17 違約加算金及び延滞金

1 知事は、この補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を命じたときは、当該補助金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については既返還金額を控除した額）について年10.95パーセントの割合（年当たりの割合は、じゅん年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。）

で計算した違約加算金（100円未満は切り捨てる。）を納付させるものとする。

- 2 知事は、補助金の返還を命じた場合において、区市町村がこれを指示した納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額について年10.95パーセントの割合（年当たりの割合は、じゅん年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100円未満は切り捨てる。）を納付させるものとする。

附 則（22都市政録第77号）

この要綱は、平成22年6月9日から施行する。

附 則（27都市政録第138号）

この要綱は、平成27年6月19日から施行する。

附 則（28都市政録第21号）

この要綱は、平成28年6月8日から施行する。

附 則（29都市政録第94号）

この要綱は、平成29年6月12日から施行する。

第1号様式

記号番号

東京都知事 殿

年 月 日

区市町村長名



()緑地保全事業補助金交付申請書

()緑地保全事業について補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の名称

(1) 事業名 () 緑地保全事業

(2) 施設名

2 補助事業の目的及び内容

(1) 目的

(2) 内容

(3) 都市計画決定の年月日及び告示番号

3 補助事業の完了予定期日

平成 年 月 日

4 交付申請額 金 円

5 交付申請額の算出方法

(単位：円)

事業名	事業費(A)	国庫補助額(B)	補助率	補助金額	備考

添付書類

1 図 面 一般図及び平面図

用地補償図

2 土地買収費明細表及び用地の鑑定評価書

3 都市緑地法第14条第1項に基づく許可申請書及び同法第17条第1項に基づく買入れ申
出書

区市町村名

()緑地保全事業補助金交付決定通知書

年 月 日付 号で申請のあった()緑地保全
事業について、補助金を下記により交付する。

年 月 日

知事名



記

1 交付金額 金 円

2 補助対象事業 ()緑地保全事業

3 交付条件

- (1) この事業に要する経費の配分、経費の使用方法是、申請のとおりとする。
- (2) この補助金は、上記事業の完了後に交付する。ただし、会計年度が終了するときまでに完了しない場合には、会計年度が終了したときまでに完了した部分に応じた額を交付するものとする。
- (3) この補助金に関し、知事が必要と認めたときは、この事業の遂行状況に関し報告を求め、又は関係職員をして随時調査を行わせることがある。
- (4) (3)の報告又は調査の結果、この補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反していると認めるときは、これらに従って当該事業を遂行すべきことを命ずる。この命令に違反したときは、事業の遂行の一時停止を命ずることがある。
- (5) この補助金の交付を決定した後、天災地変その他事情変更により補助事業の全部又は一

部を継続する必要がなくなったと知事が認めるときは、補助金交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に実施したものに係る部分については、この限りでない。

(6) 次に掲げる事項に該当する場合は、知事の承認を受けるものとする。ただし、要綱第10第1項各号に掲げる事項に該当する場合は、この限りでない。

ア 事業の内容を変更しようとするとき。

イ 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(7) この事業が会計年度終了までに完了しないとき又はこの事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(8) この事業の完了の日から起算して20日を経過した日、又は会計年度終了の日のいずれか早い日までに、次に掲げる事項を記載した実績報告書を提出しなければならない。

この事業の廃止の承認をした場合もまた同様とする。

ア 事業の結果

イ 補助金に係る収支計算に関する事項

ウ 以上のほか知事が指示する事項

(9) (8)の実績報告書を調査した結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認める場合には、補助金の額を確定し、通知する。

また、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認める場合には、期日を指定してこれに適合させるための措置を命ずることがある。

(10) この補助金の交付の決定後次の各号の一に該当すると認められる場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

補助金の額の確定を行った後においても同様とする。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助事業を中止し、又は廃止したとき。

エ 予定の期間内に事業に着手せず、又はしゅん工しないとき。

オ 以上のほか、この補助金交付の決定の内容若しくは条件その他法令又は知事の指示に違反したとき。

- (11) この補助金の交付の決定を取り消した場合においては、既に交付した補助金のある場合はその全部又は一部の返還を命ずることがある。
- (12) この補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を命じたときは、当該補助金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については既返還金額を控除した額）について年10.95パーセントの割合（年当たりの割合は、じゅん年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100円未満は切り捨てる。）を納付しなければならない。
- (13) 補助金の返還を命じられた場合において、これを指示した納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額について年10.95パーセントの割合（年当たりの割合は、じゅん年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100円未満は切り捨てる。）を納付しなければならない。
- (14) (13)により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。
- (15) この補助金の返還を命じられたにもかかわらず、補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しなかった場合において、同種の事業について交付する補助金があるときには、未納付額の限度においてその補助金の交付を一時停止し、又はその補助金と未納付額とを相殺するものとする。

4 申請の撤回

この補助金交付の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この通知を受領後2週間以内に申請の撤回をすることができる。

第3号様式(補助金の額に変更のない場合)

記号番号

東京都知事 殿

年 月 日

区市町村長名



()緑地保全事業内容変更承認申請書

年 月 日付 都市 第 号で補助金の交付決定通知を受けた()緑地
保全事業について補助金の交付に係る内容を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

変更理由

1 補助事業の名称

(1) 事業名 () 緑地保全事業

(2) 地区名

2 補助事業の目的及び内容

(1) 目的

(2) 内容

(3) 都市計画決定の年月日及び告示番号

3 補助事業の完了予定期日

平成 年 月 日

4 交付金額 金 円

5 交付申請額の算出方法

(単位：円)

事業名	事業費(A)	国庫補助額(B)	補助率	補助金額	備考

添付書類

- 1 図 面 一般図及び平面図
用地補償図
- 2 土地買収費明細表及び用地の鑑定評価書
- 3 都市緑地法第14条第1項に基づく許可申請書及び同法第17条第1項に基づく買入れ申
出書

注 3以下に掲げる事項及び添付書類の数字については、赤黒対照（変更前赤）とするか、変更前を上段（ ）書とすること。

第4号様式(補助金の額に変更のある場合)

記号番号

東京都知事 殿

年 月 日

区市町村長名



()緑地保全事業補助金交付決定額の変更申請書

年 月 日付 都市 第 号で補助金の交付決定通知を受けた
()緑地保全事業について交付決定額の変更を受けたいので、関係書類を添えて
申請します。

記

変更理由

1 補助事業の名称

(1) 事業名 () 緑地保全事業

(2) 地区名

2 補助事業の目的及び内容

(1) 目的

(2) 内容

(3) 都市計画決定の年月日及び告示番号

3 補助事業の完了予定期日

平成 年 月 日

(円)

4 交付金額 金 円

注 交付金額は変更前を上段（ ）書とすること。

5 交付申請額の算出方法 (単位：円)

事業名	事業費(A)	国庫補助額(B)	補助率	補助金額	備考

添付書類

1 図 面 一般図及び平面図

用地補償図

2 土地買収費明細表及び用地の鑑定評価書

3 都市緑地法第14条第1項に基づく許可申請書及び同法第17条第1項に基づく買入れ申
出書

注 3以下に掲げる事項及び添付書類の数字については、赤黒対照（変更前赤）とするか、変更前を上段（ ）書とすること。

記号番号

区市町村名

()緑地保全事業補助金交付変更承認通知書

年 月 日付 号で変更申請のあった()緑地
保全事業について、下記のとおり変更を承認したので、通知する。

年 月 日

知事名



記

- 1 交付金額 金 円
- 2 補助対象事業 ()緑地保全事業
- 3 その他

変更に係る補助事業の内容は、年 月 日付 号による 申
請書のとおりとする。

東京都知事 殿

年 月 日

区市町村長名



() 緑地保全事業実績報告書

年 月 日付 都市 第 号ほか 件をもって補助金の交付決定通知を受けた標記事業の実績を関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称

(1) 事業名 () 緑地保全事業

(2) 地区名

2 補助金の交付決定額及びその精算額

交付決定額 金 円

補助金精算額 金 円

3 補助事業の実施期間

着手 年 月 日

完了 年 月 日 (予定)

4 補助金精算調書

(単位：円)

事業名	区分	事業費(A)	国庫補助額(B)	補助率	補助金額	備考
	交付決定額					
	精算額					

添付書類

- 1 しゅん工図（平面図のみ）
- 2 都市緑地法第14条第1項に基づく許可申請書及び同法第17条第1項に基づく買入れ申出書